## 緊急交通路とは

緊急交通路とは、大規模災害発生時に救出・救助、消火、物資輸送等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために、公安委員会が道路の区間（区域）を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、制限した道路をいいます。

（災害対策基本法第76条第１項）

現在、県内の主要な道路のうち８路線を緊急交通路予定路線としております。
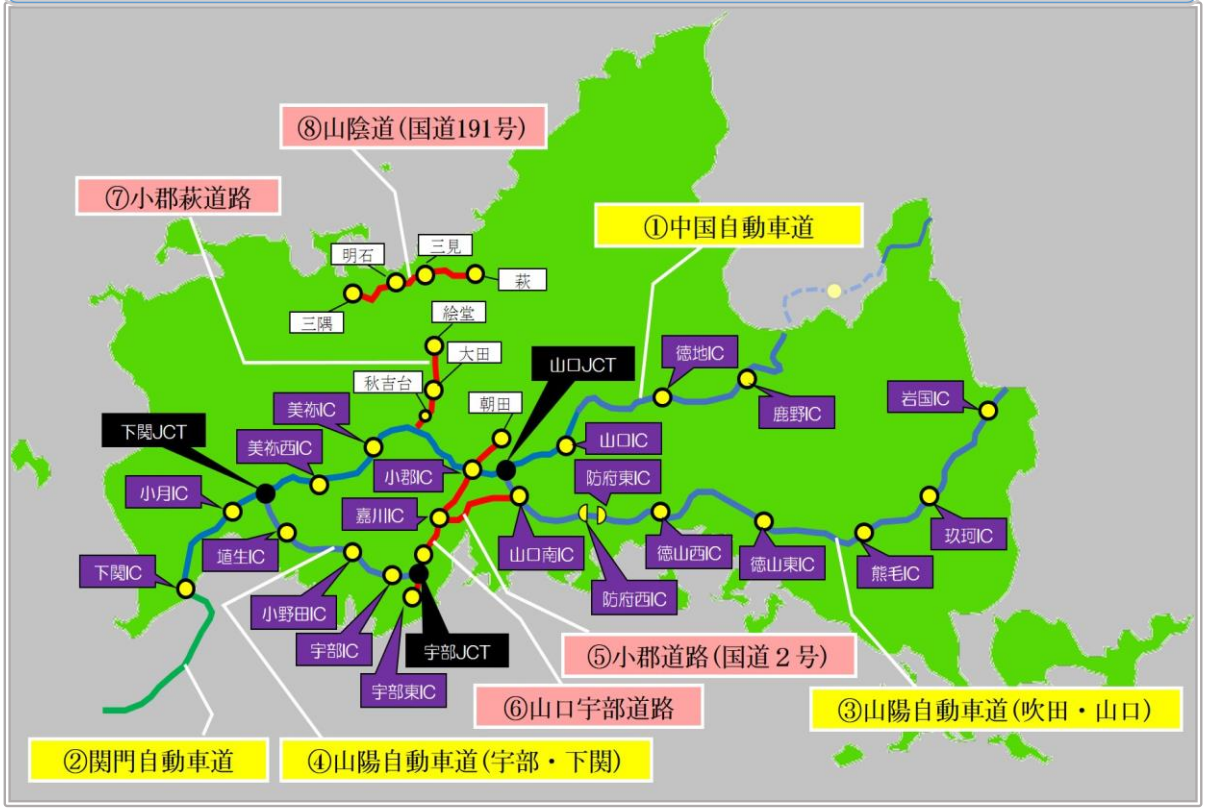
## 山口県の緊急交通路指定予定路線（８路線）